

老人居宅生活支援事業に係る老人福祉法の手続きについて

1 老人福祉法上の事業

以下の事業を行う場合は、介護保険法の手続きと併せて老人福祉法の手続きが必要です。

老人福祉法上の事業		介護保険法上のサービス
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護★ 夜間対応型訪問介護★ 第1号訪問事業★（注）
	老人デイサービス事業 ※ 特養等併設の場合	通所介護 地域密着型通所介護★ （介護予防）認知症対応型通所介護★ 第1号通所事業★（注）
	老人短期入所事業 ※ 特養等併設の場合	（介護予防）短期入所生活介護
	小規模多機能型居宅介護事業	（介護予防）小規模多機能型居宅介護★
	認知症対応型老人共同生活支援事業	（介護予防）認知症対応型共同生活介護★
	複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護★

2 必要となる手続き

(1) 事業を開始する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第1号様式 開始届	登記事項証明又は条例 ※	あらかじめ

※ 介護保険法の指定申請と同時に提出する場合、どちらか一方に添付すればよい。

(2) 変更事項が生じた場合

変更事項	届出様式	添付書類	提出期限
事業の種類及び内容の変更	第2号様式 変更届	なし	変更日から 1か月以内
法人名及び主たる事務所の所在地の変更			
主な職員（管理者又は施設長）の変更			
事業を行おうとする区域の変更			
事業所・施設等の名称及び所在地			
事業所・施設等の種類 ※1			
入所定員・登録定員・入居定員 ※2			

※1 老人デイサービス事業、老人短期入所事業のみ。

※2 老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活支援事業、複合型サービス福祉事業のみ。

(3) 廃止又は休止する場合

届出様式	添付書類	提出期限
第3号様式 廃止（休止）届	なし	廃止・休止日の 1か月前まで

3 提出方法

【長岡市に所在する介護保険法の地域密着型サービス等（上記1の表の★）】

厚生労働省「電子申請届出システム」により、介護保険法の申請・届出と併せて長岡市へ提出。

※ 介護保険法の各申請・届出メニューの「添付書類アップロード」の「他法制度に基づく届出書類アップロード」で老人福祉法の届出を添付可能。

【長岡市に所在する介護保険法の居宅サービス（上記1の表の★以外）】

厚生労働省「電子申請届出システム」により、介護保険法の申請・届出と併せて新潟県へ提出。

※ 介護保険法の各申請・届出メニューの「添付書類アップロード」の「他法制度に基づく届出書類アップロード」で老人福祉法の届出を添付可能。

（注）第1号訪問事業★、第1号通所事業★について

訪問介護、通所介護を同一の事業所において一体的に運営する場合は、新潟県へ提出。